

小売電気事業者による安定的な 事業実施の確保について

2025年11月28日

資源エネルギー庁

小売電気事業者による安定的な事業実施の確保

- 「電力システム改革の検証結果と今後の方向性」において整理された課題と対応方針に関し、次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会及び本WGでは8つの検討事項を整理している。
- 小売電気事業者に関しては**検討事項⑤**として、**小売電気事業者の責任・役割と規律の在り方**について検討を行うとしており、**小売電気事業者による安定的な事業実施の確保**に向けた検討が求められる。

【検討項目の例（小委員会資料より抜粋）】

- 市場環境が厳しい局面において、小売電気事業者の退出等が相次ぎ、需要家に一定の負担や混乱が生じたことや、供給実績が確認できない小売電気事業者の一部が犯罪に利用されたことが疑われる事例も生じている。こうしたことを踏まえ、需要家保護を適切に図る観点から、小売電気事業者に遵守を求める規律の在り方や規律に違反した場合の措置の在り方について検討する。
- 一方で、小売電気事業者等の創意工夫を阻害することのないよう、例えば、蓄電池等のいわば「間接需要」に対する供給に係る電気事業法の位置付け等の整理の必要性についても検討する。
- 本日は、上記を踏まえて、以下の点について整理するもの。

1. 休眠事業者への対応について
2. 蓄電池等事業者・自己等への供給に係る法令上の解釈について
3. 共同住宅等に対する電気の一括供給の在り方について

検討事項⑤ 小売電気事業者の責任・役割と規律の在り方

【課題】

- 全面自由化以降、小売電気事業者は大きく増加し、様々なメニューが提供され、DRの活用拡大も進むなど、サービス提供者として需要家のニーズに応えてきた。一方で、近年、厳しい事業環境の下では、小売電気事業者の退出や料金の高騰が生じるなど、一定の課題も顕在化。

【対応の方向性】

- こうした経緯も踏まえ、市場環境整備と併せて、安定的な事業環境の実現に向けた小売電気事業者の責任・役割とこれを実現するための規律の在り方について検討を行う。

<具体的な検討項目のイメージ>

検討項目例①：小売電気事業者による量的（kWh）な供給能力の確保

- 料金の急激な変動が企業の経済活動や国民生活に影響を与え、料金の大幅な変動は社会的に許容し難い状況にあることが明らかになったことも踏まえ、安定供給の確保や電気料金の変動幅の抑制の観点から、量的な供給能力（kWh）の確保の在り方について検討する。

検討項目例②：小売電気事業者による安定的な事業実施の確保

- 市場環境が厳しい局面において、小売電気事業者の退出等が相次ぎ、需要家に一定の負担や混乱が生じたことや、供給実績が確認できない小売電気事業者の一部が犯罪に利用されたことが疑われる事例も生じている。こうしたことを踏まえ、需要家保護を適切に図る観点から、小売電気事業者に遵守を求める規律の在り方や規律に違反した場合の措置の在り方について検討する。
- 一方で、小売電気事業者等の創意工夫を阻害することのないよう、例えば、蓄電池等のいわば「間接需要」に対する供給に係る電気事業法の位置付け等の整理の必要性についても検討する。

- 
- 1. 休眠事業者への対応について**
 2. 蓄電池等事業者・自己等への供給に係る法令上の解釈について
 3. 共同住宅等に対する電気の一括供給の在り方について
 4. 今後の進め方について

- 電気事業法（以後「電事法」という。）上、小売電気事業を営もうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない（ライセンスを取得しなければならない）（第2条の2）。
- 小売電気事業者として登録がされている者は700者を超えるものの、**実際には電気の供給実績がない小売電気事業者（以後「休眠事業者」という。）が約3分の1存在**する（※）。
- 近年、こうした**休眠事業者に係る不正行為が発生**し、一部は刑事事件として摘発されている。
 - ✓買収された休眠事業者による不正行為が疑われる旨の情報提供が行われる。
 - ✓休眠事業者を買収した者による不正なスイッチング手続きが行われる。
- こうした事例は需要家の利益を害するだけでなく、電気事業者への信頼を大きく損ない、電気事業の健全な発達を阻害することになるため、**早急に対処が必要**である。
- また、**各種報告等の対応に要する行政や広域的運営推進機関の事務コスト**の観点からも、**登録されている者と、実際に電気を供給している者が一致していることが望ましい**。

○電気事業法（昭和39年法律第170号）（抄）

（事業の登録）

第二条の二 **小売電気事業を営もうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない。**

第百十七条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

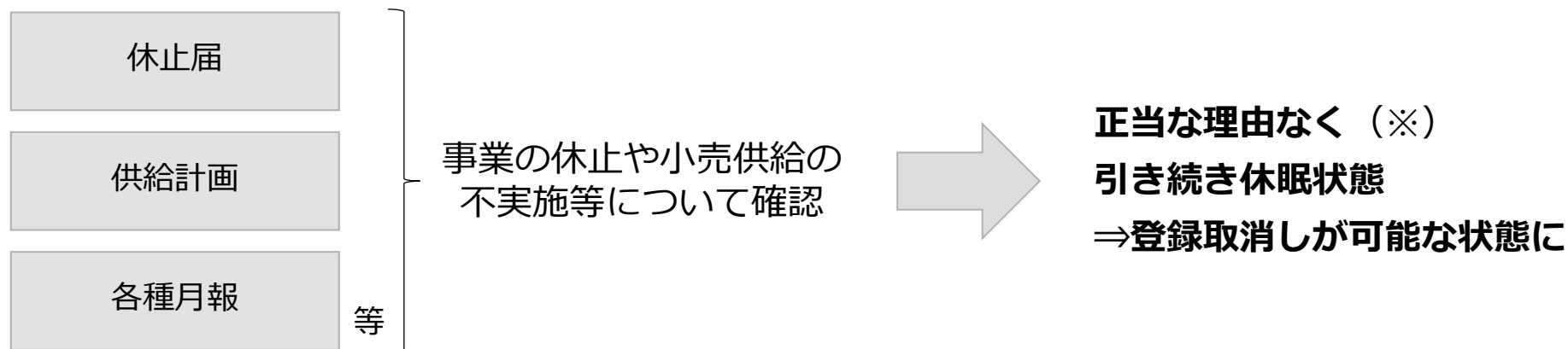
一 第二条の二の規定に違反して小売電気事業を営んだとき。

二～十四 （略）

※令和7年7月末時点での資源エネルギー庁集計による。

対応の方向性

- 休眠事業者に係る不正行為が生じたことや行政等の事務コストを踏まえ、他法令の運用も参考に、休眠事業者について、登録を取り消すことができるよう制度措置を検討してはどうか。
- 例えば、小売電気事業者が正当な理由がないにも関わらず、引き続き休眠状態にある場合には、登録を取り消すことができるように検討することとしてはどうか。
- ただし、再度小売電気事業者として登録を受けることを希望する場合には登録を拒否しない等、電事法の規律違反等を原因とする取消しではないことを踏まえた取扱いとする必要があると考えられる。

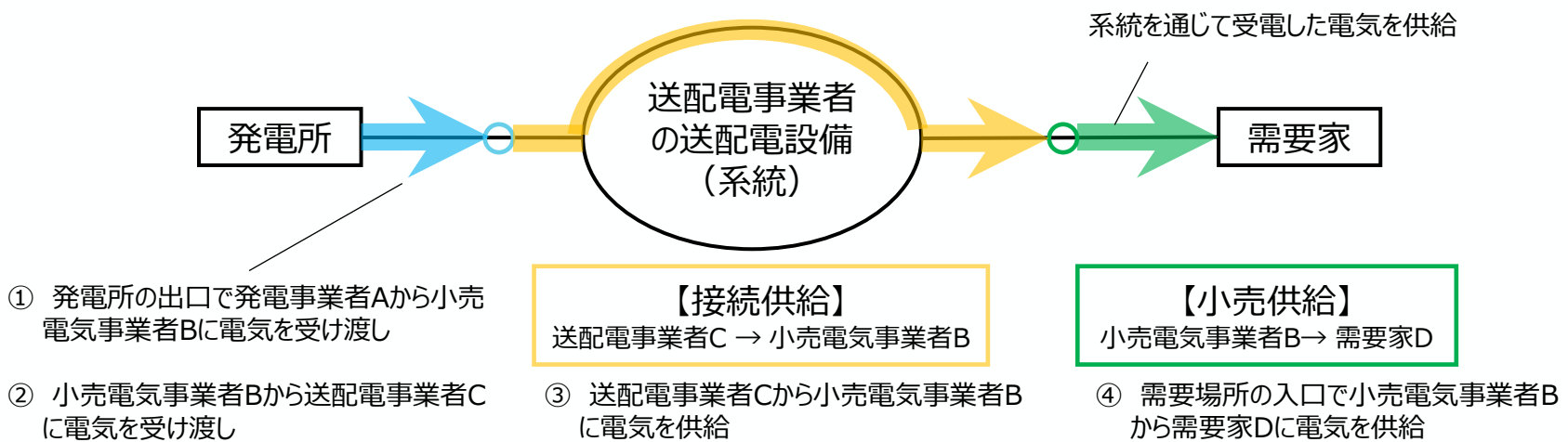


※ 例えば、登録を受けたときに予想しえなかった経済的、社会的条件の変化等、止むを得ないと認められる事柄が存在しない場合などが考えられる。

- 
1. 休眠事業者への対応について
 - 2. 蓄電池等事業者・自己等への供給に係る法令上の解釈について**
 3. 共同住宅等に対する電気の一括供給の在り方について
 4. 今後の進め方について

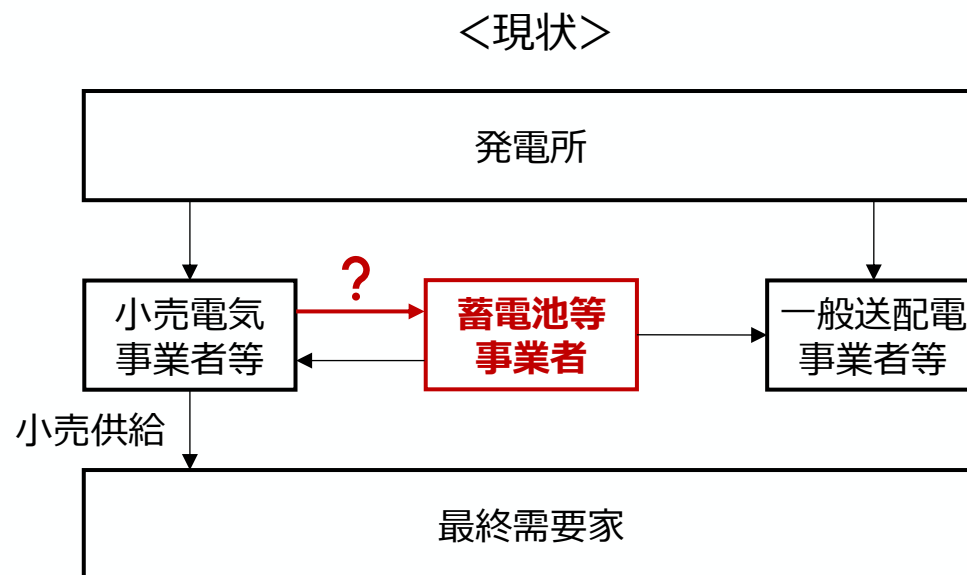
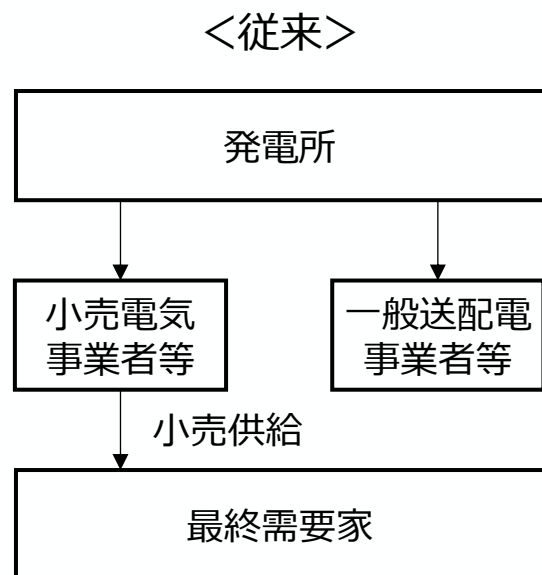
小売電気事業者等に期待される役割の変化①

- 電事法では、発電所等で発電された電気を、最終的な電気の利用者（最終需要家）に供給する主体として小売電気事業者等（小売電気事業者及び登録特定送配電事業者。以後同じ。）を想定し、ライセンスの取得を含む種々の規制に服せしめることで、最終需要家の利益保護を図ってきた。
- 小売電気事業者等が行う「小売供給」は、「一般の需要に応じ電気を供給すること」と定義され（電事法第2条第1項第1号）、「不特定多数の最終需要家に対する電気の供給」と解釈されてきた。
- 小売電気事業者等は、一般送配電事業者等（一般送配電事業者又は配電事業者、特定送配電事業者。以後同じ。）が維持・運用する送配電設備（以後「系統」という。）を利用して、需要家に対して電気を供給している。
- また、小売電気事業者等が系統を利用する際は通常、一般送配電事業者等から接続供給（電事法第2条第1項第5号）を受けることが前提とされている。



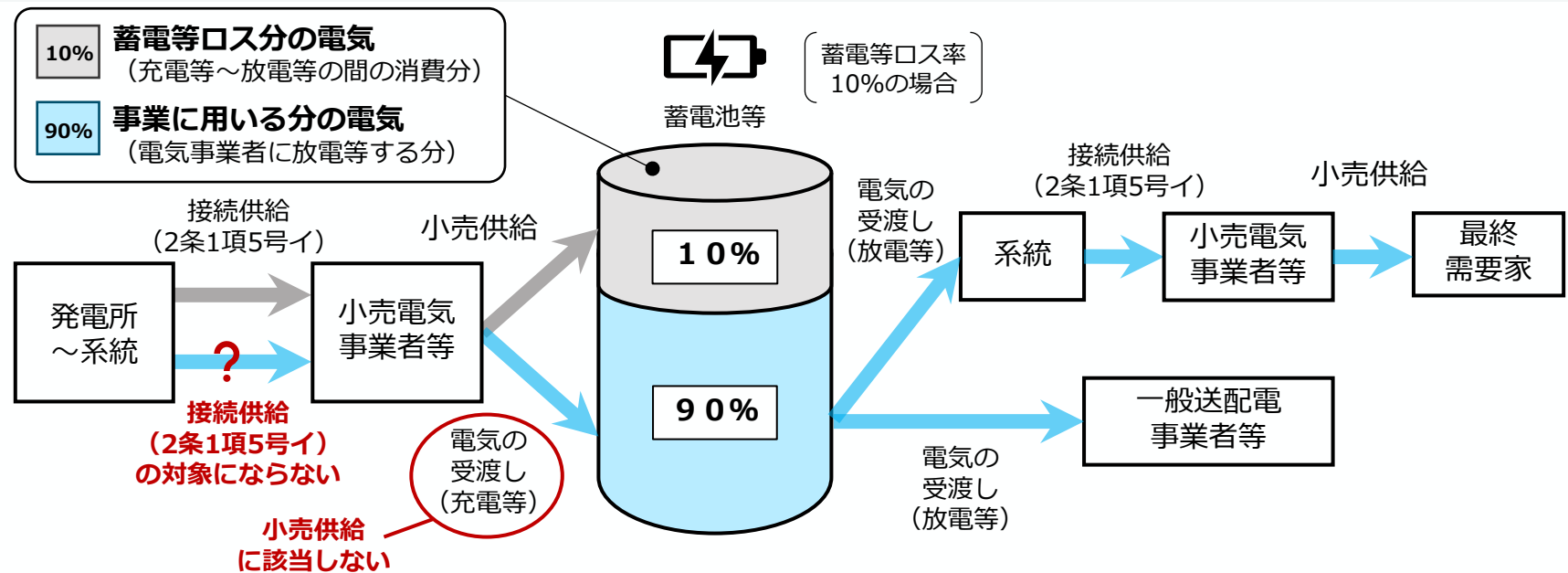
小売電気事業者等に期待される役割の変化②

- 小売電気事業者等は従来、その名の通り、調達した電気を他者である最終需要家に届ける者としての役割を期待されていた。
- 他方で、揚水発電所に加えて、蓄電池といった電気を蓄電できるシステム（以後「**蓄電池等**」という。）の**発達**に伴い、太陽光発電の発電量が多く**供給余剰が生じている時に蓄電等し、電気が不足する時に小売電気事業者等**（又は系統の需給調整を行う一般送配電事業者等）**に対して卸売を行う事業を営むことを希望する者**（以後「蓄電池等事業者」という。）が登場している。
- こうした**蓄電池等事業者の中には、小売電気事業者等から系統を利用した電気の供給を受けて蓄電等することを希望する者や、自ら小売電気事業者等のライセンスを取得する者も現れている。**



蓄電池等事業者に対する電気の供給の特徴

- 蓄電池等事業者が運用する系統用蓄電池等に蓄電等された電気は、基本的に、他者に対して放電等され、蓄電池等事業者は最終消費しない。したがって、従来の解釈によれば、蓄電池等事業者は最終需要家には当たらず、当該事業者に対しての供給は小売供給に該当しない。
- 他方で、電気を充電等してから放電等するまでには、一定割合の電気が消費される「蓄電等ロス」が生じるが、蓄電池等事業者によって最終消費される電気である当該ロス分の供給は小売供給に該当する。
- 一般送配電事業者の託送供給等約款では、小売電気事業者等が系統を利用できるのは小売供給を行う場合に限られているなど、蓄電池等事業者向けの電気の供給のうち、「蓄電等ロス分」以外の部分（下図の90%の部分）は、一般送配電事業者等が行う接続供給の対象にならず、系統を利用できないと解される一方で、「蓄電等ロス分」と「それ以外の部分」は一体不可分なものとして供給されることから、解釈が不明瞭であるとも言える。



検討・今後の方針

- 前述のとおり、現行の電事法の解釈によれば、蓄電池等事業者に対する電気の供給のうち、蓄電等ロス分以外の部分は、システムを利用して電気の供給を行うことができないと解されるが、今後、変動性再生可能エネルギー電源の増加が見込まれる中、蓄電池等の政策的意義（システムの需給バランス調整機能、迅速な応答性を有する調整電源としての機能等）を踏まえれば、蓄電池等事業者に対するシステムを利用した電気の供給を可能とする必要性は高いと考えられる。
- このため、蓄電池等事業者に対する電気の供給（蓄電等ロス分以外）は、小売供給に該当しないが、
 - ・ 蓄電池等の政策的意義
 - ・ 小売供給に該当する「蓄電等ロス分」の供給と一体不可分なものとして供給されること（あらゆる蓄電システムでは蓄電等ロスが発生）を踏まえ、小売供給に類した供給として、小売供給の場合と同様にシステム利用が認められるものと解釈を明確化してはどうか。
- また、自身や密接な関係を有する子会社等（以後「自己等」という。）に対する電気の供給は、「不特定多数」の最終需要家に対する供給ではなく、小売供給に該当しないと解されてきたが、自ら小売電気事業者等のライセンスを取得して自己等が維持・運用する蓄電池等に電気を蓄電等しようとする事業者が存在するなど、小売電気事業者等による自己等に対する電気の供給が想定されるようになっていくことを踏まえれば、小売電気事業者等がその事業の一環として自己等に対して電気の供給を行う場合については、小売供給に含まれると解釈を明確化してはどうか。
- なお、自己等のみに対して電気の供給を行う場合は、引き続き小売電気事業者等のライセンスの取得は不要となる。

(参考) 蓄電池への電気の供給に関する法令上の整理の必要性

- 第49回系統WGにおいて、スポット価格の安い時に蓄電し、高い時に放電して利益を得る、いわゆる「蓄電池ビジネス」が今後増加することを踏まえ、電気事業法上における蓄電池への電気の供給の在り方等の整理の必要性について議論がなされた。
- 現在、系統（送配電ネットワーク）を通じた蓄電池への電気の供給は、基本的に「小売供給」により供給されており、小売電気事業ライセンスの取得が必要となっている。
- 他方、「小売供給」は電気事業法において、「最終的な電気の使用者（最終需要家）に対する電気の供給」と整理しており、最終需要家の利益を保護する観点から、ライセンスの取得を求め、小売電気事業者に種々の規制を設けているもの。
- 蓄電池に供給（蓄電）された電気は、最終的に需要家が使用する電気として供給（放電）されるものであり、蓄電池への電気の供給（蓄電）自体は、必ずしも最終需要家に対する電気の供給とは言えないものと考えられる。
- なお、蓄電池等における託送料金の特別措置は、蓄電池への電気の供給（蓄電）が最終需要家への電気の供給ではないと捉えて措置されているものと考えられる。

(参考) 間接需要への電気の供給に関する法令上の整理

- 蓄電池ビジネスが今後増加することを踏まえ、蓄電池への電気の供給といった最終需要家への電気の供給には該当しない、いわば「間接需要」への電気の供給について、電気事業法上の整理を検討する必要があるのではないか。
- また、系統を通じて電気を供給する場合、一般送配電事業者から接続供給を受ける必要があり、間接需要への電気の供給を整理するに当たって、接続供給における整理も必要。
- したがって、検討に当たっては、
 - ① 間接需要への供給における事業規律（需要家保護の観点等）の在り方
 - ② 系統を通じた電気の供給（接続供給）の在り方などについてまずは検討を進めていくこととしてはどうか。

(参考) 蓄電システムの例①

- 蓄電池のように系統から電気を受電してエネルギーとして貯蔵し、再度、系統に電気を逆潮する技術として従来から活用されている例として、「揚水発電」がある。
- 「揚水発電」は、水をくみあげ、その水を落下させることで発電する方式の電源であり、電力需要が低い時間に水をくみあげ、需要ピーク時に稼働して電気を追加的に提供する等の用いられ方をしている。
- また、同様の機能を有する新技術として、長期エネルギー貯蔵を特徴とする電力貯蔵システム (LDES : Long Duration Energy Storage) が存在する。LDESは低コストで長時間容量のエネルギーを貯蔵可能・慣性力を提供可能といった特徴を有し、再エネ普及拡大に伴い必要性が高まる技術である。

【第68回電力・ガス基本政策小委員会 議事録抜粋】

○秋元委員

ありがとうございます。

二つ目の論点の件ですけど、ぜひご検討いただければと思いますけど、その際には、蓄電池だけではなくて、蓄電池と似たような機能を持つものってたくさんあると思いますので、例えば、一旦、熱に蓄えて、また熱で発電して戻すというのも蓄電池というか、の一種だと思いますし、水素に変えて、また水素の発電で戻すという事業もあると思いますので、いろいろな形態があり得ると思うので、これを検討する場合には、蓄電池ビジネスという、蓄電池だけではなくて、同じように競争するようなものに関しては、同じ土俵で同じようなライセンスにするというような工夫をして競争を促すということも重要だと思いますので、今日の議論ではないかもしれませんが、今後、議論ということでございますが、その際にはそういうことも含めてご検討いただければというふうに思います。

以上です。

<長期エネルギー貯蔵システム> 第3回入札での対象への追加

- 系統から電気を受電してエネルギーとして貯蔵し、再度、系統に電気を逆潮する技術としては、既に「揚水発電」や「蓄電池」が本制度の対象となっている。
- これらと同様の機能を有する新技術として、長期エネルギー貯蔵を特徴とする電力貯蔵システム（LDES：Long Duration Energy Storage）が存在する。
- LDESは、低コストで長時間容量のエネルギーを貯蔵可能・慣性力を提供可能といった特徴を有し、再エネ普及拡大に伴い必要性が高まる技術であり、第3回入札以降の応札が想定される。
- このため、第3回入札では、「長期エネルギー貯蔵システム」として、「揚水」と同じ競争条件（募集上限、上限価格、最低応札容量、調整係数等※）で、対象に追加してはどうか。

※ 供給力提供開始期限は蓄電池と同じ4年。

第5回 定置用蓄電システム普及拡大検討会 2025年1月30日 資料3より抜粋

長期エネルギー貯蔵システムの分類と調査範囲

分類	概要	例
機械式	位置エネルギーや運動エネルギーにて貯蔵するシステムを示す。例えば、外部から調達した電気エネルギーにより重量物を持ち上げて位置エネルギーとして貯蔵し、必要な時に落下させることで電気エネルギーに変換するという機構となる。	・ 揚水 ・ 重力蓄電 ・ CAES ^{注1} 、LAES ^{注2} ・ CO ₂ バッテリー
蓄熱式	熱エネルギーにて貯蔵するシステムを示す。例えば、固体媒体等の蓄熱材の熱容量を利用して熱エネルギーを貯蔵し、この熱を使用してタービンを駆動して電力を生成する機構となる。	・ 岩石蓄熱 ・ PTES ^{注3}
化学式	化学結合の形成を通じて電気を貯蔵するシステムを示す。例えば、電気によってガスを製造し、高圧タンク等に貯蔵し、ガスを電気に変換する機構となる。	・ PtGtP ^{注4}
電気化学式	電気化学反応を利用してエネルギーを貯蔵・放出するシステムを示す。小容量のものから大容量のものまで幅広く実用化されている。	・ LIB ・ レドックスフロー電池 ・ ナトリウム・硫黄電池

注1：圧縮空気貯蔵システム
注2：液化空気貯蔵システム
注3：ヒートポンプ技術を使った蓄熱蓄電システム
注4：電気をガスに変換し、ガスを電気に変換するシステム
出所：LDES Council, "Net-zero power Long duration energy storage for a renewable grid", 閲覧日:2024年10月21日,
<https://www.ldescouncil.com/assets/pdf/LDES-brochure-F3-HighRes.pdf>, を基にMRI作成

分類	対象技術	メリット		デメリット	
電気化学式	LIB	✓ 技術が確立している ✓ 応動時間が早い ✓ 充放電効率 ^注 が高い(90%以上) ✓ 制度面での整理が進んでいる		✓ 容量劣化がある ✓ 耐用年数が短い ✓ 火災のリスクがある ✓ 希少資源を使用し資源制約が大きい場合がある	
機械式	揚水 重力蓄電 CAES LAES CO ₂ バッテリー	✓ 低コストで長時間kWh 供出可能 ✓ 慣性力提供が可能 ✓ 耐用年数が長い ✓ 火災のリスクが低い ✓ 資源制約が小さい	✓ (他のLDESと比較して) 充放電効率が高い (50～85%程度) ✓ 熱利用による高効率化 が可能(LAES)	✓ 応動時間が遅い ✓ 充放電効率 ^注 が低い ✓ kW単価が高い	✓ 立地制約がある
蓄熱式	岩石蓄熱 PTES		✓ 熱供給が可能		✓ 技術成熟度が低い (他のLDESと比較して) 充放電効率 ^注 が低い (50%程度)
化学式	PtGtP		✓ 生成した水素を燃焼等 他の用途に利用可能		✓ (他のLDESと比較して) 充放電効率 ^注 が低い (30～40%程度)

注：本資料における「充放電効率」は出力電力/入力電力とする。
出所：事業者へのヒアリングを基に三菱総合研究所作成

(参考) 関係条文及び条文解釈

第68回電力・ガス基本政策小委員会
(2023年12月26日) 資料4

○電気事業法（昭和39年法律第170号）（抄）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 小売供給 一般の需要に応じ電気を供給することをいう。

二～四（略）

五 接続供給 次に掲げるものをいう。

イ **小売供給を行う事業を営む他の者**から受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に対して、当該他の者のその**小売供給を行う事業の用に供するための電気**の量に相当する量の電気を供給すること。

□（略）

六～十八（略）

2～4（略）

○2020年度版電気事業法の解説 P 5 2

【解釈】

一 第1項第1号「小売供給」の定義

(1) 「小売供給」とは「一般の需要に応じ」て「電気を供給すること」をいう。

(2) 「一般」とは、不特定多数をいうが、何をもって不特定といい、多数というかは、社会通念上決せられるべき性質のものである。**電気の供給は、最終的に電気を使用する者に対するもの**と電気の供給を行う事業者（小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者）に対するその事業の用に供するものに大別されるが、後者について言えば、その相手方が特定されることから、不特定多数に対する供給とはならず、**「一般」とは原則として前者であることが必要**となる。しかしながら、前者であっても、例えば、自己の社宅に対する供給のように自家発自家消費と同等のものとみなし得る場合や、自己の子会社に対する供給のように供給者と使用者との間に密接な関係があるような場合については、その供給はその特別の関係に基づいて行われるものであるから、不特定多数とはならず、「一般の需要に応じ」て「電気を供給する事業」にはならない。

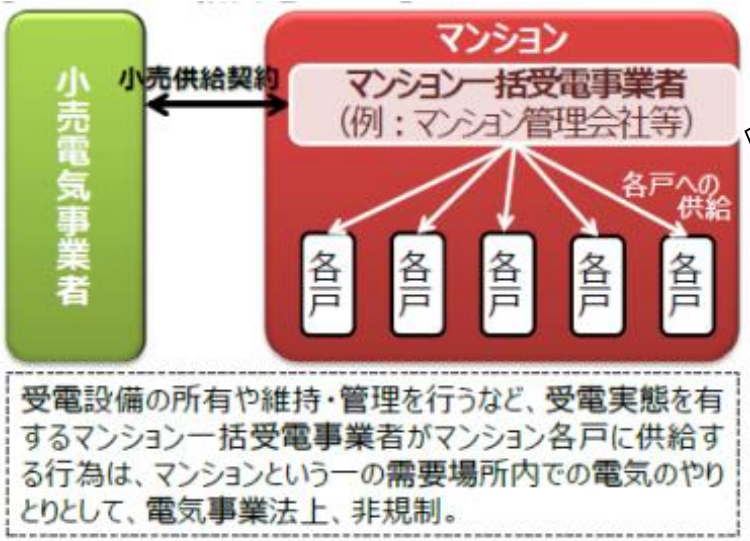
- 
1. 休眠事業者への対応について
 2. 蓄電池等事業者・自己等への供給に係る法令上の解釈について
 - 3. 共同住宅等に対する電気の一括供給の在り方について**
 4. 今後の進め方について

共同住宅等に対する電気の一括供給の概要

- 通常、小売供給を受ける者（需要家）は最終的な電気の利用者であるが、マンションやオフィスビル等では、小売電気事業者から一括で受電した事業者が、最終的な電気の利用者（マンション各戸や各テナント等）に電気を提供している場合がある（電力の小売営業に関する指針（以後「小売GL」という。）では「高圧一括受電」について言及。）。
- 当該電気の提供は、一の需要場所内での電気のやりとりとして、電気事業法上の規制の対象外であるが、最終的な電気の利用者の利益が害される（※）とすれば、非規制としている趣旨に反する。
- 小売GLでは、一括受電事業者は、小売電気事業者に求められる需要家保護策と同等の措置（以後「保護措置」という。）を適切に行うことが望ましい旨が、規定されている。

※事業者等が最終的な電気の利用を希望する者に適切な情報提供をしないことや、電気を供給する契約の内容や解除等手続及び苦情・問合せへの対応が不適正であること等によって利益が害されることが想定される。

共同住宅等における電気の一括供給のモデル図（小売GL）



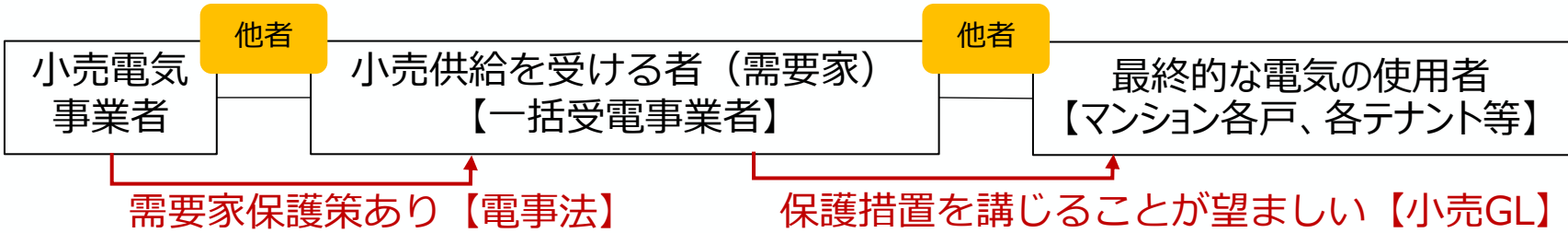
【背景・趣旨】

- 一の需要場所内であれば、一種の共同体として相互の意思統一が図りやすく、電気の利用者の利益を損なうおそれが少ない。
- 低圧区分で電気を使用する各戸を集約し、割安な高圧区分で託送契約をする場合には、電気の利用料金が安くなり、最終的な電気の利用者の利益に資する。
- 受変電設備の維持管理の便宜上、管理組合のみならず、事業者による電気の提供も行われている。
- 一の建物を一の需要場所と扱うことには、一般送配電事業者等の供給設備の効率的な形成を促す観点も認められる。

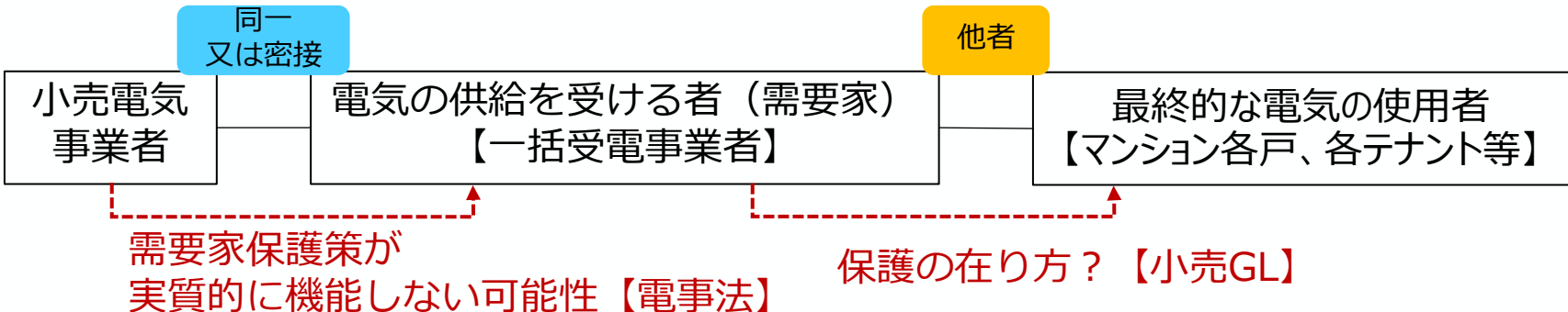
事情変動・制度変更の影響

- 2016年4月の小売全面自由化後、小売電気事業者の多様化と共に、一括受電事業者も多様化している。例えば、従来のモデルは下図類型1のような高圧一括受電を想定していたが、事業の多様化によるトラブルも発生している。
- 特に、今般、小売電気事業者が小売電気事業の一環として自己等に電気を供給することを可能とすれば、下図類型2のようなモデルも可能になる。この場合、電事法上で小売電気事業者に課されている、需要家保護策（供給条件の説明や書面交付、適切な苦情・問合わせへの対応等）を講じる義務が、一括受電事業者との関係では実質的に機能しない可能性がある。そのため、自己等を一括受電事業者として電気を供給することによって、最終的な電気の利用者に対する保護措置を講じないことを目的とする一括受電が行われ、トラブルが発生することが懸念される。

■ 類型 1



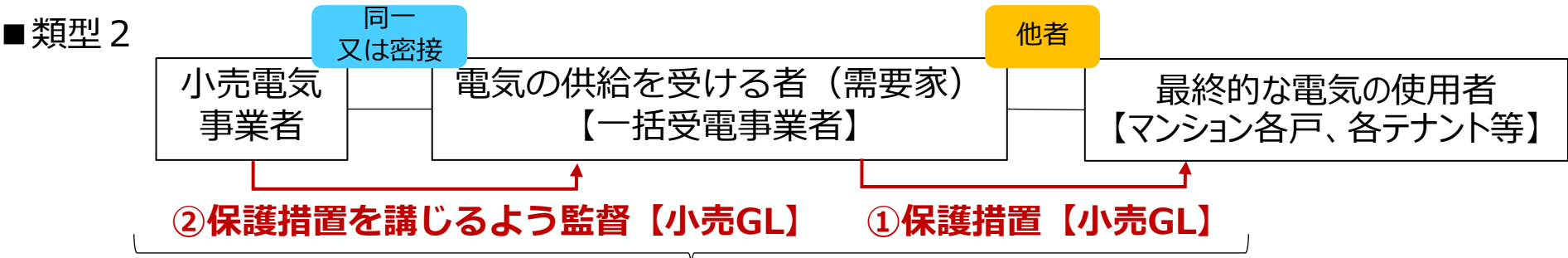
■ 類型 2



対応の方向性

- 一括受電事業者が多様化していることを踏まえ、小売GLの内容等について改めて周知徹底を図ることが必要ではないか。
- ただ、類型2のように、小売電気事業者と一括受電事業者が同一又は密接関係性がある場合、また、小売電気事業者と一括受電事業者が営利の目的をもって反復継続的に共同して一括受電スキームを構築している場合などには、最終的な電気の利用者に対する保護措置の潜脱を図る目的で事業者による一括受電が行われる懸念があるため、新たに小売GLにおいて、適切な措置を求めてはどうか。
- 具体的には、類型2の場合に、①一括受電事業者が、最終的な電気の利用者に対する保護措置を講じること、②小売電気事業者が、一括受電事業者において保護措置を講じよう監督すること、を怠ることを「問題となる行為」と位置づけ、小売電気事業者に対して業務改善命令等を行う事由となりうることを明記してはどうか（※）。
- 詳細については、必要に応じQ&A等で定めることとしてはどうか。

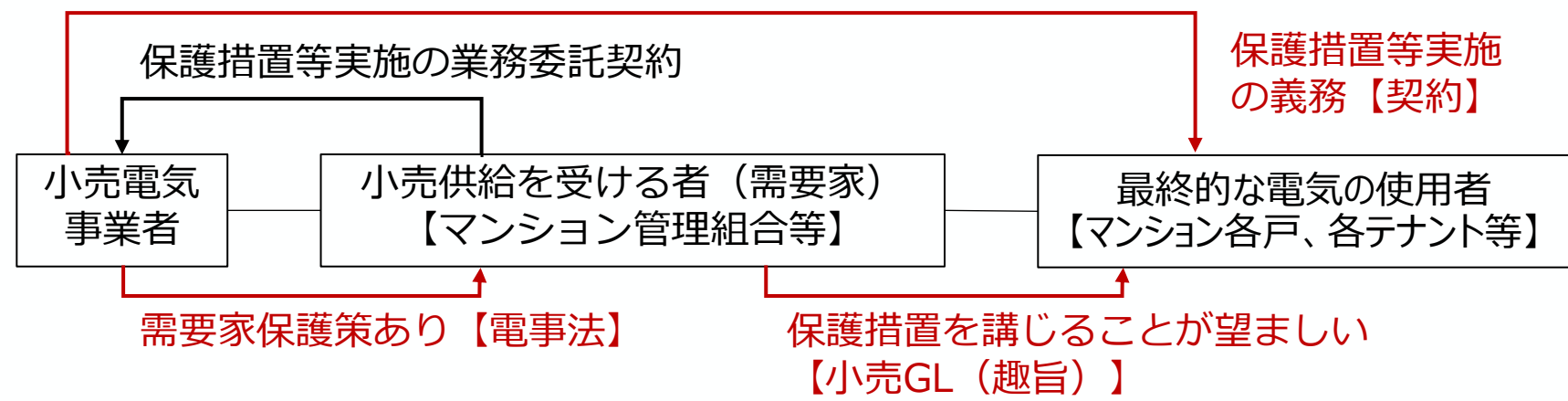
※小売電気事業者と一括受電事業者は事実上同一の者とみなしうることから、小売電気事業者に対して、媒介・取次・代理業者等に対して行うことが求められる監督と同様に、一括受電事業者の監督を要求すること・業務改善命令等の対象とすることは過剰な規制を課すものとは評価されず、許容しうるのではないかと。



怠った場合は「問題となる行為」 = 小売電気事業者に対する業務改善命令事由

小売電気事業者が保護措置等実施の委託を受ける場合

- マンション管理組合等が受電設備を保有し、一括受電事業者によらず一括供給を受ける場合、小売GLの趣旨を踏まえれば、最終的な電気の利用者に対する保護措置を講じることが望ましいと考えられるのは当該管理組合等である。
- 他方で、当該管理組合等から一括供給を行う小売電気事業者に対して、保護措置の実施や料金請求・収納等の業務委託をしているケースもみられる。
- このように小売電気事業者が最終的な電気の利用者の保護を図る義務を負う場合は、小売電気事業者が最終的な電気の利用者に電気を供給する場合と同視できると考えられる。
- 現状の小売GLにおいても、小売電気事業者が当該措置を怠った場合は、「問題となる行為」として、業務改善命令等を行う事由となると考えられるが、明確性の観点から、改定に当たって明記してはどうか。



(参考) 一括供給マンションにおける契約実態

第12回電力・ガス基本政策小委員会
(2018年11月8日) 資料8加工

- 一括供給マンションにおいては、一括供給を前提とした設備形成となっており、**入居者のスイッチングは想定していない**。
- また、電気の一括供給に必要な受変電設備や建物内の配電設備等のコスト回収を行うため、一括受電サービスに係る**長期契約を締結することが一般的**。（契約期間は平均10年～15年程度）

<高圧一括受電サービス利用規約（例）>

（高圧一括受電サービス利用規約）

- 本サービスは、本件建物内の全ての電気の利用について、当社と契約し利用するサービスであり、**個別に小売電気事業者からの電気の供給は受けられません**。

（マンション管理規約）

- 当該**契約期間は、契約が成立した日から、対象物件の最先引渡し日から10年目が経過した日まで**となること。但し、期間満了の6ヶ月前までに管理組合又は〇〇会社のいずれからも更新しない旨の意思表示がない場合は、更に**3年間の自動更新**となり、以降も同様の取り扱いとなること。

(参考) 重要事項説明時等における情報提供

第12回電力・ガス基本政策小委員会
(2018年11月8日) 資料8 加工

- 2016年4月の小売全面自由化に伴い、国土交通省より、電気の一括供給契約が締結されている集合住宅等に関して、**重要事項説明時等における宅建業者の望ましい情報提供の在り方**についての通知がなされている。

【電力供給及びガス供給に関する情報提供について（抜粋） 【国土動第158号、平成28年3月31日】 】

- 平成26年6月18日に、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）が公布され、平成28年4月1日から施行される。これにより、電力小売全面自由化となり、一般家庭を含む全ての需要家が電力会社や料金メニューを自由に選択することが可能になる。**ただし、集合住宅等で管理組合等を通じて集合住宅全体で一括して電力供給契約が締結されている場合等においては、個々の入居者による電力供給契約の締結が制限される場合がある。**

（中略）

- 宅地建物取引業者は、宅地建物取引業者の相手方等に対して契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、宅地建物取引業法第35条第1項第4号に基づき、電気及びガスの供給のための施設の整備の状況について書面を交付して説明をさせなければならないこととされているが、その際、**下記の事項についても併せて情報提供することが望ましい。**

○電力供給に関する事項について

売買、交換又は貸借の対象となる集合住宅等について、買主又は借主が電力小売事業者を選択できず特定の電力小売事業者と供給契約を締結しなければならない場合、買主又は借主に対し当該電力小売事業者名及び連絡先

- 
1. 休眠事業者への対応について
 2. 蓄電池等事業者・自己等への供給に係る法令上の解釈について
 3. 共同住宅等に対する電気の一括供給の在り方について
 - 4. 今後の進め方について**

今後の進め方

- 休眠事業者への対応については、制度措置に向けた検討を進めることとしてはどうか。
- 蓄電池等事業者・自己等への供給に係る法令上の解釈については、本WG以降、小売電気事業者等への周知や各種報告の記載方法等に係る整理等、必要な措置を講じることとしてはどうか。
- 共同住宅等に対する電気の一括供給の在り方については、パブリックコメントを実施の上、小売GLを改定することとしてはどうか。